

「滋賀県依存症総合対策計画(素案)」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県依存症総合対策計画（素案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、県民および団体・市町から合計21件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目		県民	団体等	市町
概要版			1件	
第1章 基本的事項				
第2章 基本的な考え方				
第3章 重点課題および目標				
第4章 基本的施策				
1 アルコール健康障害				
発生 予防	(1) 教育の振興 普及啓発の推進等			
	(2) 不適切な飲酒の誘因の防止			
進行 予防	(1) 早期発見・早期介入			
	(2) アルコール健康障害に関連する医療の充実等			
再発 予防	(1) 社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援			
2 ギャンブル等依存症				
発生 予防	(1) 教育の振興 普及啓発の推進等	1件		
	(2) 過度な利用の制限 非行・犯罪防止対策	2件		
進行 予防	(1) 早期発見・早期介入	3件		
	(2) ギャンブル等依存症に関連する医療の充実等	1件		

再発 予防	(1) 社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援			
3 薬物依存症				
発生 予防	(1) 教育の振興 普及啓発の推進等	3件		
	(2) 薬物乱用防止対策の推進			
進行 予防	(1) 早期発見・早期介入			
	(2) 薬物依存症に関連する医療の充実等			
再発 予防	(1) 社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援			
4 その他の依存症		1件	2件	
5 関係事業者等の取組		1件	2件	
第5章 推進体制				
資料編		1件		3件
全般				
計		13件	5件	3件

合計 21件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第4章 基本的施策			
1	37	<p>ギャンブル依存症の若年化が進み、<u>小さな子どもがいる家庭の家族支援が必要。</u> <u>子育て世代の支援が欲しい。</u> そうしないと自助グループを紹介するだけじゃ、参加継続が出来ない。</p>	<p>御意見のとおり、依存症は、年齢や性別、社会的立場等に関係なく、誰でもなり得る可能性があり、家族や周囲の者を巻き込んでいくことから、本人だけでなく家族への支援も重要であると認識しています。</p> <p>子どもや家庭関係の支援機関や学校等においても、家庭内で発生する問題の背景に依存症の問題がある可能性を意識して対応にあたり、必要に応じて相談拠点や専門医療機関等と連携が図れるよう情報提供や仕組みの検討を行ってまいります。</p>
2	37	<p><u>過度な利用の制限 非行・犯罪防止対策</u>→「<u>非行</u>」は削除してほしい。<u>非行少年がギャンブルをするのではなく、普通の青少年がギャンブルに手を出している。</u>誰でもがなり得る病気である。誤解や偏見につながる。</p>	<p>過度な利用の制限 非行・犯罪防止対策の「非行」については、ハイリスク層への対策として掲げているものであり、非行少年がギャンブルをするという意図で記載したものではありません。</p> <p>年齢等に関係なく、誰でもなる可能性があるということは、県民への普及啓発や教育の場面で広く伝えていくものだと考え、素案のとおり、【発生予防】(1)教育の進行普及啓発の推進等の施策を通して実施していきます。</p>
3	37	<p>ポートレースびわこ場内に警備員の配置・巡回を行い、20歳未満の方への注意喚起や年齢確認等を行うことにより、20歳未満の舟券の購入を防止</p> <p>競争場へ行かなくても、今はオンラインでの投票が主流になってきている。<u>競争場での年齢制限はできるかもしれないが、オンライン投票での年齢制限はできているのか？</u></p>	<p>ポートレースのインターネット投票利用にあたっては、会員登録を行う際、20歳未満の者の登録を制限する設定となっています。</p> <p>また、投票サイトのログイン画面において、20歳未満の者の利用に対し注意喚起を行っています。</p>

4	38	<p>1 相談支援体制の強化</p> <p>依存症に関する相談について、当事者やその家族がどこに相談したらよいかかわからず、適切な相談や治療回復につながっていないことが多い。</p> <p><u>依存症相談拠点や各保健所、関係機関等において、ホームページや啓発資料の配布等を通じて相談機関の周知を行なって欲しい。</u></p> <p><u>ギャンブル等依存症問題については、当事者や家族が気軽に相談できる機関等を掲載した「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ」の作成、配布、活用方法の周知等を通じて、相談機関の明確化と認知度の向上を図って欲しい。</u></p>	<p>本計画において、県民に対し依存症の正しい知識や相談・治療機関の普及啓発が十分でないことから、多くの依存症やその問題を抱える者が適切な支援につながっていないことを課題として整理しています。</p> <p>本人や家族等が困った時に相談につながりやすいようにHPの作成や啓発資料の活用について、御提案いただいた内容を参考に見直しを行ってまいります。</p>
5	38	<p><u>借金問題だけを解決してもギャンブル依存症は治らないため、消費者相談員向け研修だけでなく、多重債務問題に関わる弁護士等の司法関係者に向けて、ギャンブル依存症者対応について正しい知識を学ぶ研修が必要だ</u>と思う。</p>	<p>御意見のとおり、依存症に関連して生ずる多重債務の対応を行う関係機関が、背景に依存症の問題があることを念頭に相談にあたるのが重要であると考えています。</p> <p>県では、依存症相談拠点の県立精神保健福祉センターが主体となり、ギャンブル等依存症従事者研修を実施しています。</p>
6	38	<p><u>借金問題だけを解決してもギャンブル依存症は治らないため、消費者相談員向け研修だけでなく、多重債務問題に関わる弁護士等の司法関係者に向けて、ギャンブル依存症者対応について正しい知識を学ぶ研修が必要だ</u>と思う。</p>	<p>今後は御提案いただいた弁護士や司法書士等にも研修に参加をいただけるよう呼びかけを行ってまいります。</p>
7	39	<p>(2) ギャンブル等依存症に関連する医療の充実等</p> <p>○ギャンブル依存症について、医療従事者等の関心や知識が十分でないため、<u>治療、介入などで適切な対応ができる人材を養成して欲しい。</u></p> <p>○ギャンブル依存症者を家族に持つ看護師を講師として派遣し、<u>医療従事者向けの依存症研修会等の開催をして欲しい。</u></p> <p>○医療従事者等の<u>人材養成を通じて専門医療機関の質的・量的な拡充につなげて欲しい。</u></p> <p>○<u>看護・医療・福祉系大学等に県内で開催される依存症に関するセミナー等の開催を周知し参加を呼びかける必要性がある。</u></p>	<p>御意見のとおり、医療従事者の依存症に対する理解が十分でなく、今後も依存症に対する関心を高め、依存症の本人や家族等を支援する人材を育成していくことが必要であると認識しています。</p> <p>また、依存症に関連して生ずる諸問題は多岐にわたり、その問題に関係する行政や支援機関、医療機関だけではなく、関係事業者や民間団体等との連携は、依存症問題を早期発見・早期介入し、本人や家族等が回復し続けるために必要不可欠であると考えています。</p> <p>県では、依存症治療拠点の県立精神医療センターが主体となり、県内の医療従事者等</p>

		<p>○ギャンブル依存症者の自死が絶えない状況、<u>医療と行政が我々家族会との連携が必須。</u></p> <p>○自死を訴えるギャンブル依存症者をすぐに入院させてくれる医療機関がない。</p> <p>○発達障害や統合失調症などを患うギャンブル依存症者に対する医療や行政の支えが欲しい。</p>	<p>に対し、依存症に関する知識・早期発見・早期介入、治療等の研修や普及啓発・情報発信を行っているところです。</p> <p>今後御提案いただいた御意見を参考に、研修内容や周知方法等を検討し、依存症の問題を抱えた者を支える人材育成や支援体制の充実を図ってまいります。</p>
8	41	<p>「<u>「ダメ、ゼツタイ」普及運動(6月20日～7月19日)</u>」の文言を対策計画から削除していただきたいと考えます。</p> <p>また、「ダメ、ゼツタイ」を強く言うだけで事足りてしまい本当に必要な、「正確な知識を得ること」、「困ったときのための対処法を取得すること」が不十分になってしまいます。</p>	<p>「ダメ。ゼツタイ。」普及運動は、薬物乱用問題が広がりを見せる状況の中で、県民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めることにより、薬物乱用の一次予防を目的としたものです。たとえ、薬物を使用・乱用したとしても、依存症は回復できる病気であることなど薬物依存症に関する正しい知識を普及することにより、依存症等を未然に防ぐ社会づくりを進め、回復や社会復帰に向けた支援を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>以上を踏まえ、本編に下記のとおり追記します。</p> <p>p.41 11行目</p> <p>-第4章基本的施策</p> <p>-3薬物依存症</p> <p>-(1)教育の振興 普及啓発</p> <p>-① 県民への普及啓発の推進</p>
9	41	<p>本編、「ダメ、ゼツタイ 普及運動」の文言の削除をもとめます。</p> <p>「依存症対策」計画である以上は逆効果なワードは使用すべきではないと思います。</p> <p>精神疾患である依存症がアルコール依存もギャンブル依存も本薬物依存も本人のその使用を断つ意思と、精神医療や自助グループ等での治療や支援につながり回復できる病気である、という啓発こそが本対策の本旨だと思います。</p>	<p>以上を踏まえ、本編に下記のとおり追記します。</p> <p>p.41 11行目</p> <p>-第4章基本的施策</p> <p>-3薬物依存症</p> <p>-(1)教育の振興 普及啓発</p> <p>-① 県民への普及啓発の推進</p>

10	41	<p>第4章 3(1)① <u>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)</u>は削除してください。これは正しい知識ではないと思います。予防に重点を置くという考えには賛成しますが、万一使用してしまった場合、人生終わりではないからです。</p>	<p>(注)「ダメ。ゼッタイ。普及運動」は、薬物乱用問題が広がりを見せる状況の中で、県民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めることにより、薬物乱用の一次予防を目的としたものです。たとえ、薬物を使用・乱用したとしても、依存症は回復できる病気であることなど薬物依存症に関する正しい知識を普及することにより依存症等を未然に防ぐ社会づくりを進め、回復や社会復帰に向けた支援を行っていくことが重要です。</p>
11	45	<p>本計画の根拠法となる「ギャンブル等依存症対策基本法」において、厚生労働省はゲーム障害をギャンブル等に含まないとしているところである。しかしながら、本計画においては、<u>ゲーム障害について触れている箇所があり、あたかも、当該法律におけるギャンブル等の対象にゲームが含まれるという誤った認識を県民に持たせかねず、不適切であり、該当部分を削除すべきである。</u></p>	<p>御指摘のあった「ゲーム障害」は、本計画において「ギャンブル等」に含んでおらず、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症以外に問題視される「その他の依存症」として分類しています。</p>
12	45	<p>行政文書として <u>ICD-11 は正式名称である「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」を記載すべきである。</u>略称で記載することにより、ゲーム障害があたかも疾病であるかのような誤った認識を県民に持たせる可能性があるためである。</p> <p><u>ICD-11 では、睡眠や学業等日常生活への影響について、「ゲーム障害」の影響では無く、診断要件 (Diagnostic Requirements) として挙げており、文章が不適切である。</u></p>	<p>御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>p.45 11行目 -第4章基本的施策 -4 その他の依存症</p> <p>「こうした中、令和元年5月には、世界保健機関 (WHO)において、オンラインゲームやビデオゲームに没頭し、睡眠や学業等日常生活への影響があると指摘される「ゲーム障害」が精神疾患として「改訂版国際疾病分類 (ICD-11)」に位置付けられました。」を</p>

			「こうした中、ゲームに過度にのめりこむことにより、日常生活や社会生活に著しい悪影響を及ぼすゲーム依存症が問題となっています。令和元年5月には、世界保健機関(WHO)において、「ゲーム障害」が、精神疾患の一つとして位置づけられました。」に修正
13	45	<u>ゲーム障害というのはWHOのICD-11は国際分類をただでゲーム障害を精神疾患と認めた訳ではないのでは。またゲーム障害についての内容について認めたわけでもないのを厚生省の確認もなしに計画を進めるのは対策を確認していないのと同じであり、一部の医療機関だけで計画を進めるのは対策とは呼びません。総合対策としてはまずWHOのICD-11のゲーム障害と依存症を区別をだし慎重に行うことを希望します。</u>	ゲーム障害は、本編のとおり令和元年5月にWHOにおいて、精神疾患の一つとして位置付けられています。 また、厚生労働省では関係省庁や関係機関等で構成されたゲーム依存症対策関係者連絡会議を開催し、ゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図っているところです。 本県では、当該会議等で検討された内容や依存症全国センターで実施される研修等を踏まえて、取組みを進めており、今後も国の動きや社会情勢を十分に注視した上で、適切に対応できるよう必要な対策の検討を進めてまいります。
14	47	第4章 5 関係事業者等の取組の47頁上段箱枠内の <u>〈施設内の取組〉</u> <u>・ホール内のATMの撤去や出金金額の上限設定の要請</u> <u>2行分を削除、修正をお願いします。</u>	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 p.47 第4章基本的施策 -5 関係事業者等の取組
15	47	滋賀県依存症総合対策計画 素案47ページ <u>■滋賀県遊技業協同組合 取組内容 〈施設内の取組〉</u> <u>・ホール内のATMの撤去や出金金額の上限設定の要請</u> <u>「ATMの撤去」と記述されるのは後述の理由から不適切である為、削除、または「令和4年3月25日付で閣議決定された“ギャンブル等依存症対策推進基本計画”に則した取組に修正していただく事を求めます。</u>	-■滋賀県遊技業協同組合 「〈施設内の取組〉・ホール内のATMの撤去や出金金額の上限設定の要請」を削除

16	48	<p>・第4章 5【民間団体等の取組】 →下記を是非追記してください。</p> <p>■<u>家族の回復ステップ12</u> <u>アルコール依存症の家族の自助グループ</u> <u>活動内容</u> <u>〈ミーティング〉</u> <u>(大津グループ)</u></p> <p>・第2, 4土曜日 14:30~16:00 開催</p> <p>・匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり追記します。</p> <p>p. 48</p> <p>第4章基本的施策</p> <p>- 5 関係事業者等の取組</p> <p>- 【民間団体等の取組】</p> <p>■<u>家族の回復ステップ12</u> <u>アルコール依存症の家族の自助グループ</u></p> <table border="1" data-bbox="888 667 1417 792"> <tr> <td>活動内容</td> </tr> <tr> <td>〈ミーティング〉 (大津グループ)</td> </tr> <tr> <td>・ 第2・4土曜日 14:30~16:00 開催</td> </tr> <tr> <td>・ 匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。</td> </tr> </table>	活動内容	〈ミーティング〉 (大津グループ)	・ 第2・4土曜日 14:30~16:00 開催	・ 匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。
活動内容							
〈ミーティング〉 (大津グループ)							
・ 第2・4土曜日 14:30~16:00 開催							
・ 匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。							

その他、誤字等を(5件)修正